

国土交通省土地・建設産業局 建設業課から

「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」送付の際の

連絡（メール）文書、以下に抜粋

標記の件につきまして、国交省より周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

建設業団体 ご担当者 様

監理技術者等の「専任」については、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）（平成30年12月3日付け国土建第309号）」により、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由により、専任の監理技術者等が短期間工事現場を離れることは差し支えないことを明確化しております。

しかしながら、「現場専任であるために研修に参加出来ない」と誤解されている方が現在も多くいらっしゃるなど、この通達の内容が十分に周知されていないとのご意見があったため、今般、通達の内容を広く周知・広報するためのバナーを作成しました。貴団体におかれましては、研修、講習、試験等の案内時にご活用いただくなど、周知・広報にご協力いただければと思います。

引き続き監理技術者等の専任制度が的確に運用されるよう、皆様のご協力をお願いいたします。

宜しく願いいたします。



【ご案内】

通達の内容を広く周知・広報するためのバナーを作成しましたので、研修、講習、試験等の案内時にご活用下さい。引き続き監理技術者等の専任制度が的確に運用されるよう、皆様のご協力をお願いいたします。（データは建設業者団体の皆様にお送りいたします）

監理技術者、主任技術者は、
研修・講習・試験等への参加、休暇の取得等のために
短期間工事現場を離れることができます。

いずれの場合も、適切な施工ができる体制を確保するとともに、注文者の了解を得ている必要があります。
詳しくは平成30年12月3日国土建第309号「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」をご参照下さい。
<http://www.mlit.go.jp/common/001263592.pdf>



OK

監理技術者、主任技術者は、
研修・講習・試験等への参加、休暇の取得等のために
短期間工事現場を離れることができます。

いずれの場合も、適切な施工ができる体制を確保するとともに、注文者の了解を得ている必要があります。
詳しくは平成30年12月3日国土建第309号「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」をご参照下さい。
<http://www.mlit.go.jp/common/001263592.pdf>



現場に配置された監理技術者・主任技術者は工事現場にて業務を行うことが基本ですが、下記の理由等により短期間工事現場を離れることは可能です。

- ・ 研修、講習、試験等への参加
- ・ 休暇の取得

いずれの場合も、適切な施工ができる体制を確保するとともに、注文者の了解を得ている必要があります。
詳しくは平成30年12月3日国土建第309号「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」をご参照下さい。
<http://www.mlit.go.jp/common/001263592.pdf>

国土建第309号
平成30年12月3日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第26条、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条により、建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)については、監理技術者制度運用マニュアル(平成28年12月19日付け国土建第349号)等により、その適正な配置をお願いしているところである。

また、監理技術者等の「専任」については、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(平成29年8月9日付け国土建第172号)」により、その取扱い等を明確化したところであるが、今般、建設業の働き方改革を推進する観点から、下記のとおり改正し、通知する。

貴職においては、これを踏まえ、監理技術者等の専任制度が的確に運用されるよう、貴団体参加の建設業者に対して速やかに関係事項の周知及び徹底方取り計らわれたい。

記

監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行う役割を担っていることから、当該工事現場にて業務を行うことが基本と考えられる。

また、請負金額の額が3千5百万円(建築一式工事である場合にあっては、7千万円)以上の公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは

工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、監理技術者等は、工事現場ごとに専任の者でなければならないとされている(法第26条第3項)。ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではない。そのため、技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する(例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等)とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、監理技術者等が当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

この際、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すべきである。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、本通知の趣旨を踏まえた監理技術者等の適正な配置等に留意されたい。

以上

(平成29年8月9日建設業課長通達、平成30年12月3日改正)

専任について

- 監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成等及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行う役割を担っていることから、当該工事現場にて業務を行うことが基本
- 請負金額の額が3千5百万円(建築一式工事である場合にあっては、7千万円)以上の公共性のある施設等に関する重要な建設工事については、監理技術者等は、工事現場ごとに専任
- 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではない

【背景】技術者の継続的な技術研鑽の重要性 + 建設業の働き方改革の推進の観点を追加し、改正

技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由により、専任の監理技術者等が短期間工事現場を離れることは差し支えないことを明確化

【前提条件】

- 適切な施工ができる体制^(※)の確保
- その体制について、注文者の了解

(※)適切な施工ができる体制の例

- 必要な資格を有する代理の技術者の配置
- 工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保

【留意事項等】 ※新規追加

- 監理技術者等が当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはない
- 監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする
- 監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないよう留意(現場に戻りうる体制の確保は必ずしも要しない等)
- 建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点に留意(監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制の確保等)